

Q & A

平成29年8月

■ 制度の趣旨を知りたい

質 問	回 答
1-1 企業のメリットは何か？	<p>●企業側に考えられるメリットとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定・ホームページ公表による道庁内外に対する新商品の認知度の向上 ・随意契約制度の活用による道との契約における受注機会の拡大（同等品がある場合には同等品との競争入札） ・見積合わせへの参加機会の増大 <p>※認定されても必ず購入される確約はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道が購入した場合には、新商品の評価による更なる商品改良と販路開拓のきっかけづくりなどが考えられます。 ・このほか、表彰企業プレミアムパッケージ事業として、企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。 <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm</p>
1-2 調達を行うのは道庁全機関か？	<p>●道立病院・診療所、各（総合）振興局 建設管理部、道立学校、道立社会福祉施設、警察など道の全ての機関を対象とします。</p> <p>（道の組織）</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jnj/h280401kikouzu2.pdf</p> <p>ただし、道の施設で指定管理者制度により管理運営を委託している施設（例：開拓の村、真駒内公園等）や地方独立行政法人（例：北海道立総合研究機構）は対象から除きます。</p> <p>（指定管理者一覧）</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/shitei/top2.htm</p>
1-3 役務も対象になったのか？	<p>●地方自治法施行令の改正に伴い、平成28年度の募集から「役務」に関しても新商品トライアル制度の対象となりました。</p>
1-4 役務とはどういったものか？	<p>●各種サービスの提供を行うものです。ただし、認定を受けるには既存の役務と比較して新規性等を有していることが求められます。</p>

■ 申請できる企業を詳しく知りたい

質 問	回 答																										
2-1 中小企業とはどのような規模をいうのか？	<p>●従業員数、資本金のいずれかが次の条件に当てはまる企業です。個人の場合は従業員要件を満たす企業です。どの区分の業種に該当するかは、主たる事業で決定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業 種</th> <th>資 本</th> <th>従 業 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">企 業</td> <td>製造業 建設業 運輸業 その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業 ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業 又は情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	業 種		資 本	従 業 員	企 業	製造業 建設業 運輸業 その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	ゴム製品製造業 ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
業 種		資 本	従 業 員																								
企 業	製造業 建設業 運輸業 その他	3億円以下	300人以下																								
	卸売業	1億円以下	100人以下																								
	サービス業	5千万円以下	100人以下																								
	小売業	5千万円以下	50人以下																								
	ゴム製品製造業 ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下																								
	ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
	旅館業	5千万円以下	200人以下																								

質 問	回 答		
(続き)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; width: 30px;">組 合</td> <td style="padding: 5px;"> ① 企業組合 ② 協業組合 ③ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会 ・ 事業協同組合 ・ 事業協同小組合 ・ 協同組合連合会 ・ 商工組合 ・ 商工組合連合会 ・ 商店街振興組合 ・ 商店街振興組合連合会 ※ 特別の法律～中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法 </td> </tr> </table> <p>※ 民法に規定する公益法人、消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合等は含まれません。</p>	組 合	① 企業組合 ② 協業組合 ③ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会 ・ 事業協同組合 ・ 事業協同小組合 ・ 協同組合連合会 ・ 商工組合 ・ 商工組合連合会 ・ 商店街振興組合 ・ 商店街振興組合連合会 ※ 特別の法律～中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法
組 合	① 企業組合 ② 協業組合 ③ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会 ・ 事業協同組合 ・ 事業協同小組合 ・ 協同組合連合会 ・ 商工組合 ・ 商工組合連合会 ・ 商店街振興組合 ・ 商店街振興組合連合会 ※ 特別の法律～中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法		
2-2 中小企業のグループでの申請はできるか？	<p>● グループ全企業が道内に本店を有する中小企業等である場合は、グループ全企業の連名で申請し、実施計画書は代表企業名で作成して下さい。 共同開発の状況欄に申請企業の関係を明記して下さい。</p>		
2-3 有限責任事業組合(日本版LP)は申請できるのか？	<p>● 構成員が道内に本店を有する中小企業、個人のみである場合に対象となります。</p>		
2-4 大企業や公的試験研究機関、大学との共同開発商品は対象か？	<p>● 申請する中小企業等に認定に係る新商品について、生産及び販売の実施権利を有し、かつ、自社により生産又は提供するものを対象とします。 必ず「生産及び販売の実施権利を証明できる資料」を添付して下さい。 また、申請書に共同開発を行ったことを記載する場合には、「本新商品に係る共同開発を行ったことを証明できる資料」(共同研究契約書、受託研究契約書、大学教官や相手企業による証明、共同研究に基づく学会報告の要約等)があれば添付して下さい。</p>		
2-5 OEM品や一部を自社以外に下請けに出している場合は対象になるのか。	<p>● 申請する中小企業等の商品として生産及び販売の実施権利を有していれば対象になります。生産又は加工は、道内で行われていることが必要です。</p>		
2-6 道に直販する場合に限定されるのか？道外企業経由でも認定に係る新商品を販売できるのか？	<p>● 認定の対象(新商品を生産する企業)は道内に本店を有する中小企業等に限定されますが、道への納入方法は生産した企業からの直販以外に卸・小売業者や商社を経由する場合も対象です。</p>		
2-7 「道税や消費税及び地方消費税を滞納している者を認定しない。」の意味は？	<p>● 「道税、消費税及び地方消費税を滞納している者」とは、道税、消費税及び地方消費税を滞納している者のほか、道税を財源とする道貸付金(創造的中小企業育成条例に基づく事業貸付、設備導入資金(設備近代化資金)、設備貸与資金)の償還を滞納している者です。 上記に該当する場合は、書面審査で不認定となる場合もありますので、ご注意ください。</p>		
2-8 道税や消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明とは？	<p>● 申請時に直近1年度分について、「全ての道税」、「消費税及び地方消費税」それぞれ未納額がないことの証明書(いずれも有料)を添付して下さい。道税は、総合振興局・振興局または道税事務所で「全ての滞納がないことを証明する納税証明書」を、「消費税及び地方消費税」は税務署で納税証明書(法人はその3の3)を請求して下さい。</p>		

■ 認定の要件を詳しく知りたい

質 問	回 答
3-1 新事業分野の開拓とは何か？	●新たな市場を開拓する、又は、新たな商品の生産・販売に挑戦するという意味です。異なる業種への進出に限定しません。
3-2 自社の既存商品・役務に新機能を付加すれば新商品・新役務として認定されるのか？	●新商品・新役務であるかを比較する既存商品・役務は、自社商品・役務に限らず、道内に流通している商品・役務とします。
3-3 他社から同等品が販売されているが、それが試作品等実質市場に出回っていない場合には対象となるのか？	●他社の同等品が、市場に本格的に流通していなければ対象とします。
3-4 新商品・新役務かどうかの判断基準はどの日か？	●申請締切日である9月29日を基準に、5年前の2012年（平成24年）9月29日以降に発売されたものとします。 できるだけ、発売日を証明できる書類を添付いただきたいと思いますが、証明できるものがない場合は自主申告とします。その際、それ以前に販売されていることが判明した場合には実施計画の虚偽申請とし、認定を取消し、その旨公表する場合がありますので、注意して下さい。
3-5 道のリサイクル認定製品は申請できるか？	●新商品の要件を満たせば構いません。素材を変えるだけでは対象外で使用価値の向上につながる必要があります。
3-6 北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針に掲げる特定調達品目とは何か？	●国や地方公共団体が再生品などの環境にやさしい物品（環境物品）等の調達を率先的に行うとともにグリーン購入に役立つ情報を推進することを目的として「グリーン購入法」が制定され、道もこの法の趣旨を踏まえ、「北海道グリーン購入基本方針」を策定しました。 この基本方針に基づき、毎年度、重点的に調達を推進する環境物品等の種類（特定調達品目）、物品等の調達に係る判断基準、調達目標及び調達手続き等を「環境等調達方針」として定め、新商品トライアル制度においても、特定調達品目については、その判断基準の規定を満たすことを要件としました。 なお、平成29年度特定調達品目は、紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、携帯電話、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車等、消化器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務の21の分野に係る274品目及び北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランドの分野（全22分野）に係る品目となっています。 詳しくは、ホームページをご覧ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/green/greentop.htm
3-7 対象となる物品とは何か？	●道が消耗品、備品又は原材料として購入できる もの です。 ただし、「防災用品以外の食料品」と「医薬品」はこの制度の対象外です。 また、建築資材については、道が自ら使用するもので、物品（消耗品・備品又は原材料）として購入するもののみ対象となります。
3-8 道が発注している物品にはどんなものがあるのか？	●主な物品は、「道が発注している主な物品」のとおりです。詳しくは、ホームページをご覧ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ckk/grp/02/omonabuppin.pdf
3-9 新商品・新役務の考え方は？	●道内に新しい市場、商品領域を作り出す新規性、独創性が高いもの、その分野の商品・役務にとって新たな技術の利用等により、今までの商品・役務と比べてユーザーにとっての使用価値を高めるものが新商品・新役務に該当します。 ※ 生産方法や素材が新しいだけのもの、モデルチェンジ、ラインナップの増加、抽象的な使用価値の向上、コストの削減等による低価格化などは、本制度における新規性には該当しません。

質 問	回 答
3-9 食料品はすべて対象外か？	●防災用の食品は対象とします。防災用の食品についても、他にない商品であることなど、認定の要件を満たすことが必要です。
3-11 道の機関による今後3年間の使用の可能性とは？	●申請書を受理した後、実施計画書のP1～P3及び商品カタログから中小企業課による使用可能性の確認又は庁内各機関に示し、道庁全機関で今後3年間購入する可能性の有無について調査します。調査の結果、購入の可能性がなかったものは、審査の対象とはなりません。
3-12 道の物品等競争入札参加資格がないと申請できないのか？	●申請できます。ただし、同等品が登場したこと等によって同等品との競争になる場合がありますので、その際には、入札参加資格が必要となります。入札参加資格が必要になった場合には、入札参加資格は道庁出納局会計事務センターで随時受付していますが、入札が行われるとわかってからでは間に合わない場合も考えられるので、認定後、余裕をもって入札参加資格をとることをお勧めします。 詳しくは、出納局のホームページをご覧ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm
3-13 道に既に納入実績がある商品・役務でも申請して構わないか？	●新商品・新役務の要件を満たせば構いません。
3-14 同一事業者による複数の新商品・新役務の申請は可能か？	●一連の商品シリーズは1枚の申請書で申請可能ですが、全く別の商品は、別の申請書で申請して下さい。

■ 認定申請の方法を知りたい

質 問	回 答
4-1 認定申請後の手続は？	●申請書提出後、書面審査及び面接（口頭説明）審査を受ける必要があります。公募開始から認定までは、おおよそ3ヶ月を要します。なお、認定にあたり、それ以上の期間を要する場合があります。
4-2 審査会は実施するのか。審査会はどんな人たちか？	●専門家からの意見を聴取するための場を設けることを予定しており、学識経験者（若干名）、北海道中小企業総合支援センター職員、北海道立総合研究機構産業技術研究本部職員を招く予定です。
4-3 認定されなかった場合は？	●道（経済部）から連絡します。

■ 認定後の扱いを知りたい

質 問	回 答
5-1 認定されれば、必ず購入されるのか？	●道は、業務に必要な機能や価格、購入計画、予算等を勘案し、発注を行うため、認定により、トライアル新商品の購入を確約するものではありません。
5-2 購入は必ず随意契約か？	●認定の有無に関わらずトライアル新商品と同等品が複数登場した場合は随意契約によらずに同等品との競争入札による購入となる場合があります。

質 問	回 答
5-3 新商品・新役務の新規性がなくなれば認定を取り消すのか？	●同等品が相当数登場し、新規性がないと認められる場合には認定を取り消すときがあります。 認定されている場合でも、市場にトライアル新商品と同等品が複数登場したときは、随意契約によらずに同等品との競争入札による購入となる場合があります。
5-4 同等品が出てきたらどう扱われるのか？	●同等品を有する企業からトライアル制度の認定について、申請があった場合は、原則、当該同等品を追加で認定しますが、同等品の認定期間は、最初の認定企業（新商品・新役務）の認定の終期と同じとします。
5-5 道の調達回数の制限は？	●ありません。
5-6 道への納入ルートは申請時に決定しなければならないのか？	●新商品の販売の方法（ルート）は申請時に概略を提出いただきますが、これを以て道への納入方法を決定するものではありません。
5-7 認定の期間がすぎたらどういう扱いになるのか？	●認定期間（最大3年）を過ぎると認定名簿から抹消し、原則競争入札となります。 発注実績の有無に関わらず、同一新商品・新役務による再度の認定申請はできません。

■ 申請書の作り方を知りたい

質 問	回 答
6-1 申請様式（申請書、計画書）はどこで入手できるか？	●次の場所において入手できます。 ・北海道庁 経済部 中小企業課 中小企業支援グループ TEL 011-204-5331（ダイヤルイン） ・各総合振興局・振興局商工労働観光課商工振興係 ●インターネットを利用できる場合は、こちらから申請様式をダウンロードできます。 ・申請書 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/grp/02/torialshinseisyo.doc ・実施計画書 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/keikakusyo.xls
6-2 実施計画書の記載例がほしいがどこで手にはいるか？	●記載のポイントを登載しますので、参考にしてください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kisairei.xls
6-3 申請書は手書きでは駄目か？	●手書きでも構いませんが、ホームページに、申請書（エクセルとワード）の様式を用意していますので、ご活用ください。
6-4 新商品を紹介する添付資料はどんなものが適当か？	●カタログ等1～2枚で端的にご説明された資料がよろしいかと思えます。 性能を客観的に説明した資料があれば提出していただきたいと思えますが、これも要約したものでお願いします。 カタログがない場合には、写真と概要を記載した資料でも結構です。
6-5 カタログは原本である必要はあるか？	●カタログはコピーでも構いませんし、手作りの説明書でも構いませんが、写真は添付してください。（説明書に貼って下さい）